

PEOPLE WITH LEGAL MIND

司法通訳翻訳人 [後編]



通訳翻訳のニーズの高まりに応えるべく、大阪外国語大学大学院では、今年度から司法通訳翻訳関係のカリキュラムを拡充させる。その内容について前号に引き続き、大阪外国語大学教授・津田守氏のインタビューを掲載する。

資格制度の検討

津田先生は、日本の司法通訳翻訳のレベルをどのようにご覧になっていますか？

津田 日本には司法通訳翻訳に関する公認資格がありません。資質を判断しにくいこともあって、国家資格のある他の職種と比べて、残念ながらレベルにはかなりバラつきがあります。大変上手な通訳翻訳人もいますが、公判傍聴をしていると、正直これでいいのだろうか、と感じる方もいます。

司法通訳翻訳をするときは、本来は、自らの解釈を一切さし挟まずに、発言をそのまま訳さなければなりません。言葉の意味を解説してもいけません。

「曖昧な」表現が登場したら、そのまま「曖昧に」訳さなければならないのです。その「曖昧さ」を感知し、必要ならば確認するのは、公判中であれば法曹三者の役割だからです。「付け足し訳」、「はしより訳」、「親身に助言する訳」をしたり、手短かに「要訳」してしまう事例も、しばしば見聞されます。中には、判決宣告後に執行猶予について裁判官が約60秒間説明したのに、「つまりは、刑務所には入らず、すぐに祖国に帰れるということですよ」などと勝手にまとめてしまう通訳人さえいたことがあります。

被疑者や被告人の権利についても理解していなければならないはずで、通訳翻訳技術の他、職業上の倫理も求められる高度な専門職と思われませんが。

津田 事件発生から行刑(あるいは退去強制)までの刑事制度についての知識はもちろんのこと、その過程で用いられる独特の言い回し、法律の専門用語も覚えなければなりません。犯罪に関する用語、薬物や医学に関する用語や、さらには、その外

津田守氏

大阪外国語大学教授

国人の出身国・地域における法律、司法制度も学ぶ必要があります。高い語学力、幅広い知識に加えて、自らの職業倫理や行動規範を認識しなければなりません。通訳人が外国籍の場合、つい同情して、裁かれている同国人の立場で表現を脚色してしまったり、逆に同国人がこんなに恥ずべき事件を起こしてしまったという見下した姿勢で通訳をすることも問題です。また当然、職務上知り得た事項に関しては、厳しく守秘義務が課せられます。良心、公平性など高い倫理性が求められる仕事です。

そのようなことを教育する研修制度などは整備されているのでしょうか？

津田 この10年で、司法通訳翻訳の仕事に関する各方面の理解は格段に高まってきています。例えば裁判所の場合、地方裁判所毎に法廷通訳人の確保に力をいれたり、高等裁判所が「法廷通訳セミナー」や「法廷通訳研修」を各地で開催するようになったりしました。法務省も年に1回、全国から「捜査通訳人」を東京に集めて実務講習をしています。また民間でも、日本司法通訳人協会(大阪)や法廷通訳人ネット(東京)などがそれぞれ自己研鑽に努めていますし、日本通訳学会においても強い関心が出てきています。問題は今後、外国人が関わる事件が増えていったとき、どうなるのかということです。今や日本における刑事事件の第一審の約1割は要通訳事件ですが(次頁・図参照)ヨーロッパ諸国はさらに割合が高く、すでに2割、3割が外国人絡みになっています。日本に在住する外国人の比率がさらに増加するとすれば、現在の供給体制のままでは逼迫しかねません。

諸外国には司法通訳翻訳に関する資格認定制度があるのでしょうか？

津田 アメリカ、カナダ、ドイツ、スウェーデンなどでは資格が認定され、能力に応じた報酬が支払われています。多文化・多言語社会である欧米で、言葉にハンデのある人が刑事訴追を受けたとき、その人権がどのように守られているのか、そのことを学びたいと、ハーバード大学のロースクールに籍を置いて、各州でフィールドワークをしたことがあります。アメリカの法廷通訳翻訳は特にスペイン語がよく発達していますが、それでも実情は州ごとでかなり異なっていました。

日本でも、司法通訳翻訳の資格制度が必要

ではないでしょうか？

津田 2002年1月、法務省が通訳翻訳の制度について検討を始めたとの報道がありました。実際2000年度から法務省は、資格認定制度のあるアメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデン、オーストラリアなどの事情の調査を始めています。海外に出ている裁判官がそれぞれの国の資格制度、要通訳人事件の運用などについて調査・研究もしています。

このように制度のあり方について検討は始まっていますが、何しろテーマが司法と行政の両方にまたがることもあり、資格制度はそうすぐにはできないものではないと思います。

ただ、司法通訳翻訳人の重要性についての認識が高まっているのは事実で、私個人としては将来、警察のみならず、検察庁、裁判所などで通訳翻訳を担う語学専門職員を採用することになると期待しています。

「司法通訳翻訳論」の開講

津田先生は教授をされている大阪外国語大学大学院で、日本で初めての「司法通訳翻訳論」を開講されてこられたのですね？

津田 大阪外国語大学大学院で学んでいる学生の場合、社会的には語学と通訳のエキスパートのように期待されているようで、いきなり実務通訳翻訳を頼まれることがあります。とりわけ稀少言語を学んでいる学生などは、警察官が深夜自宅まで迎えに来て、そこから捜査の現場に直行するというようなこともあります。そういう状況の中で、持ち前の語学運用能力に、通訳翻訳の技術、さらに法律に関する知識を身に付けさせれば、職業意識を持った通訳翻訳人を養成できると考えるようになりました。

そこで1997年度から大学院言語社会研究科で、語学や地域等の専攻を超えた共通科目としてですが、「司法通訳翻訳論」を開講したのです。司法手続と通訳翻訳について、法律家としてではなく、通訳翻訳の経験者という立場で教えてきました。要通訳事件に関連したビデオを見せてディスカッションをしたり、公判を傍聴させたりもしています。そこで学んだ卒業生の中には、すでに司法通訳翻訳業務をしている人が多くいます。また、警察本部や法務省にも何人か採用されています。

大阪外国語大学ではこの平成15年度に、司法通訳翻訳に関する科目を拡充されるとのことで

すが。
津田 平成16年度には、国立大学が独立行政法人化して、大学の制度、カリキュラムのあり方も大きく様変わります。そういったことから、先行きに未確定要素が多いことは事実ですが、20年、30年先のことを考えれば、やはり大学はもっと特色を打ち出し、社会に貢献することによって、自らの存在価値を証明していかなければなりません。そういう状況の中、大阪外国語大学としても、一つの生き残りの戦略として、多言語間通訳翻訳に関するコースをつくらうということになったわけです。

因みに、私たちは「通訳翻訳」というように、「通訳」と「翻訳」とを関連したひとつの業務と考え、調書作成時の、いわゆる「読み聞け」のサイト・トランスレーションという技術を持ち、起訴状やその他書面の翻訳から、取り調べや公判の際の通訳のどれでもこなせる人材として「(司法)通訳翻訳人」を呼称するようにしています。

いずれにせよ、「多言語間通訳翻訳学の研究と演習」という科目で4講義を予定しています。「多言語間通訳翻訳学」とは私たちの造語で、公益的な通訳(およびそれに伴う翻訳)についての理論や技法の研究、それに実習を念頭に置いたものです。司法通訳の他、例えば人の生命や健康にかかわる医

療通訳、あるいは地方自治体の外国人登録する窓口などでのコミュニティ通訳があります。そのように公益性を求められる場で多言語間コミュニケーションを図る、という意味で使われています。

さらに「司法通訳翻訳の実務論」という科目で4講義を予定しています。講義題目は「法廷通訳翻訳のための基礎」、「法務通訳翻訳のための基礎」、「警察通訳翻訳のための基礎」、「弁護士通訳翻訳のための基礎」という4つです。順次増やしていくのが普通の方法かもしれませんが、司法として一つのつながった世界ではあるものの、法曹三者はそれぞれ立場が違いますし、警察もまた役割が異なるということで、一度に4つ用意しました。

科目名として使用されている「法務通訳翻訳」という言葉の意味は?

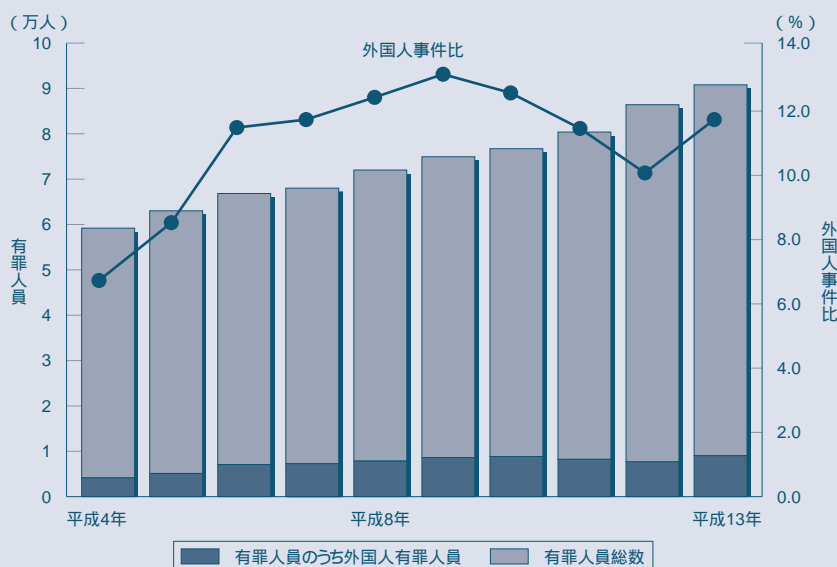
津田 捜査手続、矯正、更生保護、出入国管理および難民認定など、主として法務省・検察庁の業務で必要とされる通訳翻訳を指すものであり、「法廷通訳」とは別個の概念を示しています。

司法関係各機関の協力を得て

どのようなスタイルの講義を考えていらっしゃいますか?

津田 「法廷通訳翻訳のための基礎」の場合、裁判制度の仕組みや運用などに関して学ぶ必要があ

図 通常第一審における有罪人員・外国人事件比の推移



注1: 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

注2: 「外国人事件比」とは、通常第一審有罪人員総数に占める外国人有罪人員の比率である。

出典: 平成13年度『犯罪白書』



ります。したがって、公判手続を中心として、刑事手続の全体像について基礎的な事項を理解してもらうために、トライアル・セミナー的なものや法廷傍聴も取り入れたものを考えています。

いずれにせよ、私たちは司法通訳翻訳人を目指す学生には、『法廷通訳ハンドブック(実践編)』や『法律用語対訳集』といった参考文献のみから学ぶのではなく、より実践的な知識を身に付けてほしいと考え、司法通訳翻訳を依頼する諸機関の実務家の方々に教壇に立っていただくことにしました。どのような場面で通訳翻訳が必要になり、どのようなことを期待しているのか、通訳人を目指す学生に、直接語っていただきたいからです。

いわゆる産学の連携を進めるのとはまた違った意味で、司法分野ならではの難しさがあるのでは？

津田 理工学系は熱心に産学共同を進めています。商学部や経営学部も実業界との関係をより密接にしつつありますが、司法の分野になりますと、一般市民にとっては「裁判沙汰」という言い方があるくらいで、遠い世界という印象があるのではないのでしょうか。しかし、今回は最高裁判所や法務省をはじめとする司法関係者と交渉を重ねました。

結果として、裁判所としては大阪地方裁判所の協力をいただけることになりました。また、法務省関係では、大阪地方検察庁、大阪入国管理局、大阪

法務局人権擁護部、大阪保護観察所、大阪矯正管区、法務総合研究所等の講師派遣を得ることができました。大阪府警察本部からは、部長または参事官の職にある地方警務官に、大阪弁護士会からは会員の弁護士にそれぞれリレー講義を行っていただきます。

このように各方面から支援を得られることになったのは、それぞれの機関が司法通訳翻訳の重要性と将来性を認識されたからでしょう。そういった期待に応えられる通訳翻訳人を養成していきたいと考えています。

詳しくは、稗田雅洋「少数言語の通訳人候補者育成のためのセミナー」『法律文化』2002年7月号、42頁を参照。

<訂正>

『法律文化』2003年3月号掲載「前編」の40頁右段21行目の「更正保護局」は、正しくは「保護局」です。訂正してお詫びいたします。

大阪外国語大学教授

津田 守(つだまもる)

1948年東京都生まれ。1970年3月青山学院大学文学部教育学科卒業。1970年4月～71年3月東京大学教育学部大学院研究生。1977年6月フィリピン大学大学院社会学専攻修了、MA取得。1982年11月オーストラリア国立大学太平洋研究所大学院(政治社会変動学科)博士課程中退。1976年11月～79年10月フィリピン大学文理系学部社会学科講師。1977年11月～78年6月フィリピン大学法学部法学研究所主任研究員兼任。1982年6月～83年1月アジア経済研究所フィリピン専門員。1983年4月～85年3月四国学院大学文学部社会学科専任講師。1985年4月大阪外国語大学外国語学部助教授。1998年1月同大学同学部および同大学院言語社会研究科教授(現職)。1994年9月～96年9月には、安倍フェローとしてハーバード・ロー・スクール客員研究員。司法通訳翻訳関係の論文のほか、著書に『開発援助の実像 フィリピンから見た賠償とODA』(共編著/亜紀書房・1999)、『自然災害と国際協力 フィリピン・ピナトゥボ大噴火と日本』(共編著/新評論・2001)など多数。